

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第3号)および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第2号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第24号)および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第3号)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

(1) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正

一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例の期間を令和6年3月31日まで延長することとします。(付則関係)

(2) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例の期間を令和6年3月31日まで延長することとします。(付則関係)

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第24号）新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2および3 省略</p> <p>4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている指定福祉型障害児入所施設（同項に規定する指定障害児入所施設のうち同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。）については、第2条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第1項および第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2および3 省略</p> <p>4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている指定福祉型障害児入所施設（同項に規定する指定障害児入所施設のうち同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。）については、第2条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第1項および第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第3号）新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2項第4号および第3項第10号に規定する指定障害者支援施設については、同条による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2項および第3項の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2項第4号および第3項第10号に規定する指定障害者支援施設については、同条による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2項および第3項の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>